

## 地域医療勤務環境改善体制整備事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、長時間労働となっている勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっている医療機関に対し、医師の労働時間短縮のための体制整備に要する経費を補助することで、医療従事者の負担軽減、離職防止を図り、もって安全で質の高い医療の提供に資することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、次のいずれかに該当する医療機関で、第5条に規定する交付要件を満たすものとする。ただし、診療報酬により地域医療体制確保加算の対象となる医療機関及び県が設置する病院の開設者、その他知事が定める者を除く。なお、下記(1)及び(2)の救急医療に係る実績は、当該医療機関が病床機能報告により県に報告している4月から3月までの1年間（申請年度前年度の4月から3月まで）における実績とする。

- (1) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件以上2,000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
- (2) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに該当する医療機関
  - ア 夜間・休日・時間外の入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
  - イ へき地等において、同一の二次医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
- (3) 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに該当する医療機関
  - ア 周産期医療、小児救急医療、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
  - イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって、一定の実績と役割があるなど、5疾病6事業において重要な医療を提供している場合
- (4) その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象事業は、前条に該当する医療機関が行う、医師の労働時間短縮に向けた取組として、勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画（以下、「労働時間短縮計画」という。）に基づく取組を総合的に実施する事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 前条に規定する総合的な取組に要する経費に対して補助するものとする。ただし、診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合にあつては、その加算の対象範囲についてさらに本事業の対象とするこ

とはできない。

- 2 前項ただし書きの場合において、加算を取得していてもその加算対象とならない範囲については、本事業の対象とすることができる。

(交付要件)

第5条 補助金の交付要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- (2) 年の時間外及び休日の労働時間が合計して960時間を超える又は超えるおそれがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条に規定する労働組合又は労働者の代表者と締結する協定（以下、「36協定」という。）において、全員若しくは一部の医師の年間の時間外及び休日の労働時間の合計の上限が720時間を超えていること。

なお、「年の時間外及び休日の労働時間が合計して 960 時間を超えるおそれがある医師を雇用している医療機関」とは、「年の時間外及び休日の労働時間が 720 時間を超え、960 時間以下の医師を雇用している医療機関」をいう。

- (3) 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G-MISに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催しているものであること。
- (4) 「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

(補助事業の決定)

第6条 補助事業は、公募するものとし、当該公募に係る書類の審査等により補助事業を選定し決定する。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、当該年度の事業予算の範囲内で決定することとし、補助の対象とする事業費の費目、補助の基準額、その他補助金の算定に必要な事項は別に定める。

(その他)

第8条 医療機関は労働時間短縮計画の作成及びその遂行に当たり、とちぎ医療勤務環境改善支援センターと連携して実施することができるものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5(2023)年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和6(2024)年度分の補助金から適用する。